

むつ市すこやかサポート事業所認定制度実施要綱

令和4年 4月27日

むつ市告示第78号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の健康づくりへの関心を高め、その取組を促すことにより健康寿命を延伸することを目的として実施するすこやかサポート事業所認定制度の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「すこやかサポート事業所認定制度」とは、健康づくりに対する関心が強く、積極的に健康づくりに取り組む事業所をむつ市すこやかサポート事業所として認定し、職場の健康づくりの推進を図り、及びその取組を広く周知する事業をいう。

(要件)

第3条 むつ市すこやかサポート事業所としての認定（以下「認定」という。）の対象となる事業所は、次の表の必須項目の項に掲げる全ての要件を満たし、かつ、同表の選択項目の項に掲げる要件のうち、2以上の要件を満たすものとする。

必須項目	(1) 市の区域内に所在する事業所であること。 (2) 職員の健康管理及び健康づくりに関する担当者を定めていること。 (3) 疾病の治療等やむを得ない事情がある者を除き、職員全員が健康診断を受け、かつ、精密検査を要する者及び特定保健指導の対象となる者に受診勧奨を行う等必要な措置を講じていること。 (4) がん検診を実施し、又は市が実施するがん検診の積極的な受診勧奨を行っていること。 (5) 受動喫煙防止対策に関し必要な措置を講じていること。
選択項目	(1) がん検診に要する費用の助成を行っていること。 (2) 特定健診及びがん検診受診について、勤務時間内に受診する

ことができる体制を整備していること。

(3) 食生活の改善に関する取組を実施していること。

(4) 禁煙支援に関する取組（研修会の開催、ポスター掲示、パンフレットの配付等をいう。）を行っていること。

(5) 歯及び口腔の健康に関する取組を行っていること。

(6) メンタルヘルスに関する取組（研修会の開催、市ホームページのこころの体温計の活用、相談機関の掲示、ノー残業デーの実施等をいう。）を行っていること。

(7) インフルエンザ予防接種等の推奨等の感染症予防対策を行っていること。

(8) ラジオ体操の実施、スポーツ大会への参加等の運動に関する取組を行っていること。

(9) 市が行うむつ市健幸アップ事業への参加、又は勧奨していること。

（申請及び認定）

第4条 認定を受けようとする事業所は、むつ市すこやかサポート事業所認定申請書（様式第1号）及び取組内容記入用紙（様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、第2条に規定する要件を満たしていると認めるときは当該申請に係る事業所を認定する。

3 市長は、認定をした事業所（以下「認定事業所」という。）に対し、認定証（様式第3号）を交付する。

（認定の期間）

第5条 認定の期間は、当該認定の日から2年間とする。

（認定の更新）

第6条 認定の期間を経過した後において、引き続き認定を受けようとする認定事業所は、むつ市すこやかサポート事業所認定更新申請書（様式第4号）及び取組内容記入用紙を、当該期間が満了する日の30日前までに市長に提出するものとする。

（認定事業所の役割等）

第7条 認定事業所は、第1条に規定する目的を達成するため、より一層健康づく

りに取り組むものとする。

2 認定事業所は、市が作成するむつ市すこやかサポート事業所のロゴマークを広告等に使用することができる。

3 市長は、前項の使用に当たり、条件を付するものとする。

(認定の取消し)

第8条 市長は、認定事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消す。

(1) 第3条に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2) 法令等に違反し、処分等を受けた場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める行為を行ったとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、むつ市すこやかサポート事業所取消通知書(様式第5号)により通知する。

3 認定事業所は、第1項の規定により認定を取り消されたときは、認定証を返還するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、すこやかサポート認定制度に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成28年6月29日)

この要綱は、告示の日から施行する。

